

学校法人制度改革特別委員会 (第3回)	参考資料4
令和4年2月22日(火)	

令和4年2月17日

文部科学省

学校法人制度改革特別委員会 御中

「学校法人のガバナンス改革に関する要望書」の具体的内容について（意見書）

仏教系大学会議

代表幹事 伊藤 真宏

平素より仏教系大学会議に対しまして、格別のご高配ご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、貴委員会にて、学校法人ガバナンスに関わる私立学校法改正等について議論が進められるにあたり、先に本会より私学行政課宛に提出させていただきました要望書の具体的内容に関わる意見を下記のとおり提出いたします。

記

〔役員を選解任のあり方について〕

○仏教系大学を設置する学校法人の理事の構成員のなかで、特に建学の理念に係る設立母体等の宗門関係者〔各宗派（宗教団体）および各宗総大本山関係者等〕より選出する理事の選任枠を定める学校法人寄附行為は、その意義が尊重されるとともに、不可欠なものとして厳格に守られるべきものと考えます。

〔理由〕

特に理事の選任について、仏教系大学を設置する学校法人の場合、建学の理念との密接な関わりで、設立母体等の各宗派（宗教団体）および仏教各宗の総大本山関係者等より理事を選出することを学校法人寄附行為に規定するケースが殆どであります。こうした性質の理事（構成枠）は、仏教系大学が建学の理念を遵守し、建学の理念の具現化をはかるうえで重要な意味を有するとともに、私立大学の自主性・多様性を担保することに繋がっています。この理事の選任の仕組みが学校法人寄附行為で制限されることになると、仏教系大学としての建学の理念に基づく健全な教育研究活動および大学運営が著しく損なわれることにつながると認識いたします。

つきましては、仏教系大学会議としては、上記観点を踏まえた慎重かつ適切な対応が行われることを提案いたします。

以上